令 和 ６ 年 度 事 業 計 画

第６次税理士法改正への対応として、令和６年４月に施行された税務代理権限証書等及び税理士法第３３条の２に規定する書面の新様式の定着に向けた施策を進めるとともに、税理士会会員向けデジタル相談室の運営並びに事務所設置規定の見直しに対応した税理士業務、綱紀監察及び登録事務の適切な実施など、改正法の適正な運用に資するための各種施策を展開する。また、税理士試験制度のあり方をはじめ、納税環境整備の一環として適時に税理士法改正を行うべく検討を進める。

近年、経済活動の複雑化・多様化とこれに呼応する税制の複雑化など税理士の業務を取り巻く環境は著しく変化している。とりわけ、デジタルインボイス、電子帳簿等保存制度など、デジタル化の潮流には目を見張るものがあり、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）も着実に進展している。こうした変化に的確かつ迅速に対応するため、税理士の資質の向上とその業務の改善進歩を図るための施策を強力に推進する。特に、研修については、受講義務の意義を税理士会会員に改めて認識させるとともに、デジタルを活用して更なる充実を図る。

本会及び税理士会の会務を持続可能なものとするためには、都市圏と地方圏における会務運営上の課題を見出すとともに、多様な人材の確保、デジタルを活用した業務の効率化を図る必要がある。女性や若年層を中心に誰もが会務に参画しやすい環境を整備するとともに、会員情報を管理するための共通の情報基盤の構築に向けた検討を進める。

遺言や民事信託を活用した財産承継を主とする相続対策事業が広がりを見せる中、税理士は、相続税申告のみならず、そこに至るまでのあらゆるライフイベントにおいて依頼者を的確に支援していく必要がある。人生１００年時代を見据えた付加価値の高い税理士の業務の実現に向けた体制の構築に向けて検討を進める。

日本における若年人口の減少が進む中、税理士業界でも同様の課題を抱えており、税理士制度の未来を危惧する声が高まっている。次代の税理士制度を担う者を輩出・育成すべく、税理士法改正による受験資格要件の緩和の周知・広報施策を積極的に展開するとともに、職業としての税理士の魅力を訴求するなど、若者が税理士を選択するための施策を着実に実施していく。併せて、若年層の会計離れが顕著であることから、会計教育の普及について関係民間団体との連携を進める。

原材料・エネルギー価格等の高騰や資金繰り・価格転嫁の問題等により、中小企業の苦境が続いている。税理士がその職能を最大限に発揮し、財務・経営・金融・税制といったあらゆる面から中小企業を支援することで、わが国企業の９９％を占める中小企業の創業、事業の回復・継続・発展及び承継を支えていく。

税理士の職能は、社会のあらゆる場面で必要とされている。税制改正に関する建議はその最たるものであり、税務に関する専門家として、国際的な視点も踏まえて税制や税務行政の改善進歩に資する意見を表明し、税理士の社会的使命を果たしていく。さらに、税務支援はもとより、租税教育の推進や各種公益活動への参画を通じた社会貢献などの事業が着実に遂行されるよう会員の後押しを継続していく。

本会は、以上の基本方針の下、税理士制度が社会にとって必要不可欠な存在であることを示すため

に、令和６年度において、次の１５の施策を柱として積極的な活動を展開する。

＜重点施策＞

一　改正税理士法の適正な運用に資するための各種施策を実施するとともに、税理士法改正に向けた検討を進める。

二　電子申告・納税制度の利便性向上に向けた施策を推進するとともに、税理士の業務のデジタル化を進める。

三　国民の税理士制度への理解を深めるため、対外広報を強化するとともに、若者が税理士に関心を持つための施策を講ずる。

四　税制及び税務行政等の改善進歩に資する提言及び建議を行う。

五　積極的改善措置の施行に向けた環境整備を進めるなど、多様な人材の会務参加を促進するための施策を検討する。

六　本会、税理士会及び支部の会務運営における共通の情報基盤の整備に向けた検討を進める。

七　人生１００年時代を見据えた付加価値の高い税理士の業務の実現に向けた体制の構築に向けて検討を進める。

八　中小企業の事業の回復・継続・発展を図るとともに、創業と事業承継を推進するための施策を講ずる。

九　研修受講義務に係る税理士法及び諸規則の周知徹底及びウェブ研修の更なる推進等による受講機会の拡大を図るとともに、登録時研修の受講義務化を検討する。

十　租税教育等の普及、推進及び充実を図る。

十一　税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚を図るとともに、非税理士による税理士法違反行為の排除に努める。

十二　独自事業を中心とした税務支援事業の定着を図るとともに、受託事業及び協議派遣事業について適切に対応する。

十三　書面添付制度の普及・定着を図るための施策を推進する。

十四　税理士の成年後見制度への参画を促進するほか、地方公共団体に対し外部監査人及び監査委員等への税理士の登用を働きかけるなど、公益活動について積極的に取り組む。

十五　令和６年能登半島地震の被災者に対する支援対策を講ずるとともに、大規模災害発生時の対応に向けた施策を引き続き実施する。

＜各部・委員会等事業＞

１　総　　務　　部

（１）各部、委員会との連絡調整に努め、円滑な会務運営を図る。

（２）事務局の効率的運営を図るとともに、会務運営に係る関係諸規程の整備を行う。

（３）個人情報及び特定個人情報等に関し、他の分掌機関と連携し適正な保護・管理に努める。

（４）税理士職業賠償責任保険制度等の改善合理化を図る。

（５）税理士及び税理士法人に関する情報の適正な管理に努める。
（６）会館の適正な管理・運営に努める。
（７）税理士会の紛議調停制度の連絡調整を行う。
（８）税理士会、関連団体及び関係諸機関との連絡調整に努める。
（９）定期総会及び新年賀詞交歓会の適正な運営に努める。
(10) 表彰制度の合理的運営を図るとともに、業界功労者の栄典を推進する。
(11) 災害発生等緊急時における諸対策を引き続き検討する。

２ 財　務　部
（１）予算の適正な執行の監理を行う。
（２）健全な財務体質の確保を図る。
（３）各種事業に関し、適正な資金計画を策定する。
（４）本会が保有する資金の保全を図る。
（５）税理士会及び税理士会の支部における滞納会費徴収整理事務について、税理士会と連絡調整を行う。
（６）大規模災害発生時の緊急支出に備える特定資産について、計画的な積立を行う。

３ 広　報　部
（１）機関紙「税理士界」を発行する。また、同紙の電子配信についての検討を進める。
（２）税理士のイメージ向上、税理士会の活動のＰＲ等のための対外広報活動を行う。
（３）税理士試験の受験資格要件の緩和を受けて、若年層に対して、税理士の職業認知度を上げるため、税理士による租税講座及び職業説明会等の対外広報活動を行う。
（４）ホームページの充実を図る。
（５）対外広報ツールを企画・制作する。
（６）「税理士記念日」及び「税を考える週間」における行事を企画・実施する。
（７）パブリシティ活動を進める。
（８）広報活動の一層の充実を図る。

４ 制　度　部
（１）税理士法に関する研究を進めるとともに、改正すべき論点を整理する。
（２）税理士制度及びこれに関連する諸制度の検討を進める。
（３）各国の税理士及び職業会計人制度とわが国の制度との比較研究を進める。
（４）「第７回税理士実態調査」を実施し、報告書を取りまとめる。

５ 調 査 研 究 部
（１）税制及び税務行政の改善整備に関する建議書を作成するとともに、関係諸機関との折衝等を進めその実現に努める。

（２）税務行政手続の整備についての調査研究を進める。
（３）諸外国の税制及び税務行政を調査し、わが国の制度との比較研究を進める。
（４）税理士業務に関連する会計制度、会社法制、ＩＦＲＳ等について調査研究を進める。
（５）「公開研究討論会」を企画実施する。
（６）「日税研究賞」を公益財団法人日本税務研究センターと協議のうえ企画実施する。
（７）税制審議会及び公益財団法人日本税務研究センターとの連携を図る。
（８）「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」について調査研究を進める。

６　業務対策部

（１）税理士の職域の確保・拡充を図るため税理士会会員の業務改善に関する諸施策について検討する。
（２）税理士の業務に関する専門家責任を実現する観点から、業務水準の向上のための施策を講じる。
（３）国税庁と協議のうえ、書面添付制度の普及・定着を一層進めるとともに、令和６年４月より施行された新様式について周知するための施策を講じる。
（４）税理士の業務の改善進歩を図るため、他の分掌機関と連携し、税理士業務のデジタル化を推進する。
（５）所属税理士制度の適切な運用を図るための施策を講じる。
（６）税理士法第４１条に規定する帳簿（業務処理簿）の作成義務の周知徹底を図るための施策を講じる。
（７）「税理士事務所ＦＡＱ」及び「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針」について周知するための施策を講じる。
（８）関係団体との緊密な連携のもと、税理士会会員のための税務相談事業を実施する。
（９）災害対策本部と連携し、同部の実施する中小企業等に対する災害関連施策に協力する。
（10）社会保障・税番号制度に伴う税理士の業務の環境整備に係る施策等を実施する。

７　研修部

（１）税理士法、会則及び研修諸規則を会員に周知し、研修受講義務の徹底を図る。
（２）マルチメディアを利用した研修（税理士会から提供された研修も含む。）の充実を通じ、受講機会の拡大を図る。
（３）「全国統一研修会」を企画実施するとともに、開催方法等について検討を進める。
（４）「登録時研修」を企画実施するとともに、当該研修の受講義務化に向けた検討を進める。
（５）研修受講管理システムの円滑な運用を図る。

８　税務支援対策部

（１）独自事業、受託事業及び協議派遣事業の定着を図るとともに、独自事業のあり方について検討を行う。

（２）受託事業のあり方について、国税当局との協議を進める。
（３）税務支援における電子申告及び特定個人情報について適切に対応する。
（４）税務関連諸団体との協調関係を促進するため、これら団体及び関係官庁との間で協議を積極的に進める。
（５）税理士法第５０条（臨時の税務書類の作成等）問題に関する対策を進める。
（６）「特設の会場で行う税務相談」の適正・円滑な実施のための対策を進める。
（７）当部事業に関連した職域侵害への防止対策を講じる。
（８）離島等対策費の運用について適切に対応する。
（９）災害に係る税務支援施策について適切に対応する。
(10) 税務支援のＩＣＴ化の推進に向けた対応策を共有し、税理士会への支援策を検討する。

９　綱 紀 監 察 部

（１）税理士の倫理の高揚及び品位の向上を図る。
（２）綱紀保持に関する国税当局との協議会及び会員向け研修会の開催を推進する。
（３）税理士法第５２条違反行為の排除に関する方策を講じる。特に、広域的な事案に対し税理士会との緊密な連携のもと対応を図る。
（４）名義貸し行為（税理士法第３７条の２）の未然防止に関する方策を講じる。
（５）使用人監督義務が適正に履行されるために必要な方策について検討する。
（６）事務所の内部規律等の整備のために必要な方策について検討するとともに、二ヶ所事務所等の税理士法違反について、対応策を検討する。
（７）税理士が主宰する会計法人及び税理士法人に併設される会計法人の適切な運営について検討する。
（８）所在不明確認調査に関する規則等の適正な運営を図る。また、調査の事務処理を行うとともに、税理士会との連絡調整を図る。
（９）税理士会又は支部の会費を滞納する者に関する方策を講じるとともに、長期会費滞納者に関し、諸規則等に基づいた対応を行う。
(10) 税理士の業務広告違反行為（特にインターネットによるホームページ等）について情報収集に努める。
(11) 会則第７３条に規定する税理士会の会員の不服申立てを処理する。

１０　登 録 調 査 部

（１）登録申請書の調査を行い、その結果を登録審査会に報告する。
（２）各税理士会との連携を図り、登録調査事務の適正化及び統一化に努める。
（３）税理士証票の定期交換事務を的確に進める。
（４）登録業務ネットワーク（個人情報及び特定個人情報の保護を含む。）の適正な運営を図る。
（５）税理士の登録事務の改善整備を図る。
（６）税理士法人の届出に関する事務の適正な運営を図る。

（７）登録事務の電子化に向けた検討を進める。

１１　公益活動対策部

（１）地方公共団体外部監査制度及び監査委員制度について、地方自治法改正及び監査制度見直しの動向を注視し、地方公共団体に対して税理士の登用要請を積極的に行うとともに、登用促進のための環境整備について検討する。さらに、地方公共団体の監査制度研修について、運営方法等を適宜見直しつつ、効果的に実施する。
（２）政治資金監査制度について、税理士の登録政治資金監査人への登用要請を積極的に行うとともに、登録政治資金監査人として活躍する税理士のための諸施策を講じる。
（３）非営利法人について、特に、ＮＰＯ法人及び社会福祉法人の活動を支援する税理士のための諸施策を講じる。さらに、地方独立行政法人等に対する税理士の監事への登用推進方策を検討する。
（４）行政不服審査法に規定する審理員及び第三者機関委員として活躍する税理士のための諸施策を講じる。
（５）公益活動に関し、税理士会との連絡調整を図るとともに、公益活動に関する様々な職務に就く税理士の従事状況調査を実施し、支援方策等について税理士会と連携して支援する体制を検討する。
（６）その他税理士の職能を活用した公益活動に関する諸施策を実施する。

１２　租税教育推進部

（１）租税教育等のあり方を研究し、その充実を図る。特に今後の教育環境の変化等を見据え、租税教育講義用テキストの普及・活用方法、ＩＣＴを活用した租税教室のあり方、デジタル教材の制作等について検討する。
（２）租税教育関係省庁等と緊密に連携し、効果的な租税教育の実施に向けた情報交換等を積極的に行うとともに、財政教育と連携した取組の推進に努める。
（３）「教員養成大学への寄附講座」を開設し、教員養成大学と連携して租税教育等を担う教員の養成を推進する。
（４）租税教室の講師養成及び講師の資質向上に資する施策を実施する。
（５）税理士会租税教育担当者の情報交換の場を設ける。

１３　国　　際　　部

（１）アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（ＡＯＴＣＡ）との連携、協調を図るとともに、将来の恒久的事務局の設置を見据え、同協会の事業活動に対し積極的に支援・参加する。
（２）国内外における研修会、コンベンション等を通じ、諸外国に対しわが国の税理士制度の紹介に努め、税務専門家制度の確立及び発展に寄与する。
（３）諸外国の関係諸機関及び諸団体との交流促進を図る。
（４）諸外国の税制及び税務専門家制度に関する情報収集に努める。
（５）一般社団法人日税連税法データベース（ＴＡＩＮＳ）と連携し、諸外国の税制及び税務専門家

制度に関する情報並びに日税連・税理士会の国際関係事業の発信に努める。
（６）税理士会における国際交流事業への対応について、連絡、調整を進め、必要な支援を行う。
（７）外国語版ホームページ等諸外国向け広報ツールの充実を図る。
（８）国際税務情報研究会等との連携を図る。

１４　中小企業対策部

（１）税理士会の会員が行う中小企業支援に係る業務の推進を図るため、研修会を実施する等、周辺環境整備に努める。
（２）中小企業の事業承継を推進するための施策を積極的に講じる。
（３）中小企業者等の創業支援に資する施策を講じる。
（４）国、地方公共団体、金融機関及びその他支援機関との緊密な連携のもと、中小企業支援施策に協力する。
（５）会計参与制度の普及・推進を図るため、所要の方策を講じるとともに、「会計参与の行動指針」について、日本公認会計士協会と協議を行う。
（６）「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」（これらのチェックリストを含む。）の普及定着を図るため、所要の対策を講じる。
（７）災害対策本部と連携し、同部の実施する中小企業等に対する災害関連施策に協力する。

１５　事　業　本　部

（１）税務、会計、経営及び法律に関する図書類の監修、編集、刊行及び推薦に関する事業を実施する。
（２）「税理士法逐条解説」「税理士関係法類集」の改訂及びデジタル化への対応について、関係部署との連携を図る。
（３）前記の図書類の販売促進について、日本税理士協同組合連合会との連携を図る。

１６　会務制度委員会

（１）組織機構及び運営制度の改善合理化を図る。
（２）会則その他諸規則等の整備改善を図る。
（３）税理士会の会則変更に関する意見を立案する。
（４）税理士会の組織運営に関する制度の調査研究を進める。

１７　デジタル・システム委員会

（１）電子申告・電子納税制度の発展及び利便性向上に寄与するための施策を関係諸機関と折衝しつつ、推進する。
（２）税理士用電子証明書に関して、第五世代電子証明書への円滑な取得の促進を図るとともに、第六世代電子証明書の発行に向け、手続きの整備を行う。
（３）マイナンバー制度における情報連携及びマイナポータルの利活用に向けた施策を推進する。

（４）税理士の業務の情報化に関する調査研究を行う。

（５）会務を円滑に遂行するための情報基盤の整備について検討を行うとともに、他の分掌機関と連携し、税理士の業務のデジタル化に関する施策を推進する。

（６）ＩＣＴ関連情報について関連官公署･諸団体と連携を取りつつ情報の活用について検討を行う。

（７）一般社団法人日税連税法データベースとの連携を密にし、同社団が運営する税理士情報ネットワークシステム（ＴＡＩＮＳ）について会員への情報提供を行う。

１８　法対策実行本部

税制改正問題、規制改革問題、税理士制度改革問題等についての対応策を樹立し、その実現に向けて強力な運動を推進する。

１９　日税連成年後見支援センター

（１）当センターが担う各施策の見直しを図るとともに､今後取り組むべき事業について検討を行う。

（２）各税理士会成年後見支援センターにおける人材育成のための業務支援及び連絡調整を行う。

（３）成年後見業務従事者に関する情報を収集し、管理体制を構築する。

（４）成年後見制度を中心とした権利擁護支援及び信託制度に関する研修等の企画、運営及び見直しを図るとともに倫理指導に関する施策を講じる。

（５）成年後見助成金制度を適正に運営する。

（６）成年後見賠償責任保険を適正に運営するとともに、更なる充実に向けて、検討を進める。

（７）成年後見制度及び信託等関連する諸制度に関する調査及び研究を行うとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく各種施策に対応する。

（８）成年後見制度に関する行政・司法機関及び各種団体との連絡調整を行う。

（９）税理士による成年後見制度を中心とした権利擁護支援への取り組みについて、税理士会会員及び国民に対し周知を図るとともに、関連する諸制度に関する情報提供を行う。

２０　税 制 審 議 会

税制、税務行政及び税理士制度に関する会長諮問について審議し、その結果を答申する。

２１　国際税務情報研究会

（１）諸外国の税制、税務専門家制度、税務行政に関する情報の収集等に基づく調査研究を行う。

（２）国際部と連携し、諸外国の税務関係機関及び団体との交流事業の支援を行う。

（３）調査研究に係る成果について、関係分掌機関等へのフィードバックを行う。

２２　税理士制度調査会

（活動休止中）

２３　総 合 企 画 室

（１）改正税理士法の適正な運用に資する施策を検討するとともに、関連する部・委員会との連携を図る。

（２）クオータ制の導入に向けた環境整備のほか、税理士業界における多様性活躍の推進に向けた施策を検討する。

（３）「国家資格等情報連携・活用システム」への対応など、情報管理事務等の効率化・高度化について検討する。

（４）信託、後見、遺言など相続に関わる税理士の業務のあり方について検討する。

（５）「日本税理士会連合会・金子宏賞」の運営について検討する。

（６）会務に必要な情報、資料の収集、分析及びその活用を図る。

（７）中長期の基本施策の調査研究を進める。

（８）緊急を要する重要事案の対応策を講じる。